



優良住宅部品評価基準及び付加評価基準

Evaluation Standard for Quality Housing Component

住宅用火災警報器

Fire Alarm

BLE FA:2014

2014年4月1日公表・施行

一般財団法人

セーフリビング

目 次

優良住宅部品評価基準 住宅用火災警報器

I. 総則

- 1. 適用範囲
- 2. 用語の定義
- 3. 部品の構成
- 4. 材料
- 5. 施工の範囲
- 6. 尺法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 住宅用火災警報器のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品評価基準 住宅用火災警報器

I. 総則

1. 適用範囲

本基準は、火災により生ずる煙又は熱を感じし、自ら警報を発し火災を知らせる光電式又は定温式の住宅用火災警報器に適用する。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については以下のとおりとする。

a) 住宅用火災警報器

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成 25 年総務省令第 25 号)による住宅用防災警報器をいう。

b) 感知方式

- 1) 光電式：火災による煙を感じし警報を発するものをいう。
- 2) 定温式：火災による熱を感じし警報を発するものをいう。

c) 電源

- 1) 電池方式：電池から電力を供給されるものをいう。
- 2) A C 電源方式：交流低圧屋内配線から供給されるものをいう。

d) 自動試験機能

総務省令第 11 号による自動試験機能（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る機能が適切に維持されていることを自動的に確認することが出来る装置による試験機能）をいう。

3. 部品の構成

標準的な構成機器は表－1による。

表－1 構成機器

| 構成部品 | 構成の種別 | | 備 考 |
|---------------|-------|----------|----------|
| | 電池方式 | A C 電源方式 | |
| ケーシング | ● | ● | 個体識別表示含む |
| 火災感知部 | ● | ● | |
| 警報部 | ● | ● | |
| 通電表示ランプ | — | △ | |
| 外部出力 | ● | ● | |
| 電池 | ● | — | リチウム電池等 |
| 警報器専用取付ベース | △ | △ | |
| 警報停止操作・点検操作用紐 | ○ | ○ | |
| 固定金具取付部材(ビス等) | ● | ● | |

注)構成の別

- : 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
(必須構成部品)
- : 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。(セットフリー部品)
- △ : 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 (選択構成部品)

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

- 取付け下地の確認
- 機器取付け
- 取付け施工後の調整、確認、検査

(6. 寸法)

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- 日本消防検定協会の「鑑定業務規程」に基づき住宅用火災警報器として鑑定されたもの又は日本消防検定協会若しくは消防法に規定する登録検定機関による規定の検定を実施し適合したものであること。

- b) 住宅用火災警報器は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」に基づく自動試験機能を有していること。
- c) 警報音、音声メッセージ
警報は次によるものとする。

1) 火災警報

火災警報を警報音により行うものにあっては、高齢者であっても火災であることが認識しやすい音圧又は周波数であること。

<例示仕様>

- ① 3kHz 未満の周波数を含み、音圧が 80dB(A)以上であること。また、周波数特性が明確であること。

<試験：別冊 BLT FA-01 「警報音及び音声の音圧・周波数特性試験」>

- ② 音圧が 70dB(A)以上であって、1.5kHz 未満の周波数を含んでいること。また、周波数特性が明確であること。

<試験：BLT FA-01 「警報音及び音声の音圧・周波数特性試験」>

- ③ 音圧が 70dB(A)以上であって、スペクトラムアナライザ又は 1/3 オクターブバンド分析器 (JIS C1513) を用いた測定結果が、500Hz から 1.5kHz の周波数を含んだスイープ音であること。

<試験：BLT FA-01 「警報音及び音声の音圧・周波数特性試験」>

2) 電圧低下又は故障等の警報

電圧低下又は故障等の警報を警報音により行うものにあっては、高齢者であっても電圧低下又は故障等であることが認識しやすく、火災警報と区別できること。

3) 音声メッセージとともに発報する警報音

音声メッセージとともに発報する警報音は、高齢者であっても火災警報等であることが認識しやすい音圧又は周波数であること。また、電圧低下又は故障等の警報にあっては、火災警報と区別できること。

<例示仕様>

- ① 音圧が 70dB(A)以上であって、1.5kHz 未満の周波数を含んでいること。また、周波数特性が明確であること。

<試験：BLT FA-01 「警報音及び音声の音圧・周波数特性試験」>

- ② 音圧が 70dB(A)以上であって、スペクトラムアナライザ又は 1/3 オクターブバンド分析器 (JIS C1513) を用いた測定結果が、500Hz から 1.5kHz の周波数を含んだスイープ音であること。

<試験：BLT FA-01 「警報音及び音声の音圧・周波数特性試験」>

d) 補助警報装置への出力

夜間に高齢者や聴覚障害者に対しても火災警報が覚知できるよう、補助警報装置等へ信号を発信できること。

<例示仕様>

- ① 有線による端子、コネクタ等を有していること。
② 無線等による出力装置を有していること。

1.2 安全性の確保

(1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保)

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状・加工状態

人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

b) 操作性

警報停止操作や点検操作は、高齢者などにも行いやすいよう配慮されていること。

<例示仕様>

① 延長紐がつなげられるものであること。

(1. 2. 3 健康上の安全性の確保)

(1. 2. 4 火災に対する安全性の確保)

1. 3 耐久性の確保

電池方式にあっては、次の使用・点検条件において 5 年以上でメーカーの設定する年数の使用に耐える電池容量であること。

a) 5 年以上で想定する年数の火災監視

b) 年 2 回の火災警報想定 5 分/回鳴動

c) 月 1 回の単独点検 メーカーの定める 1 回の点検時間

d) 機器間の連動をするものにあっては、年 2 回の連動点検と設置時の連動点検

1 分/回鳴動

e) 電池電圧低下警報表示 + 警報音 72 時間鳴動

<試験：BLT FA-02 「電池容量試験」>

1. 4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1. 4. 1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1. 4. 2 住宅用火災警報器のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1. 4. 2. 1 材料の調達時等における環境配慮

次のような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。

b) 調達ガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1. 4. 2. 2 製造・流通時における環境配慮

次のような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。

b) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。

c) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、次のような取組みを行なっていること。

1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。

2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。

1. 4. 2. 3 施工時における環境配慮

次のような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。
- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。

1. 4. 2. 4 使用時における環境配慮

次のような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 消費電力の低減を図っていること。

(1. 4. 2. 5 更新・取外し時における環境配慮)

1. 4. 2. 6 処理・処分時における環境配慮

次のような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 材料ごとの分離が容易であること。
- b) 再資源化が容易な材料を使用していること。
- c) 主要な樹脂成形部品は、種類ごとに材料名の表示があること。
- d) 再資源化を実施していること。
- e) 廃棄時に汚染物を発生する物質は使用せず、又は使用料を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2. 1 適切な品質管理の実施

次の a) 又は b) により生産管理が行われていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

i) 工場の概要

- イ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
- ロ) 工場の従業員数

ハ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

ii) 作業工程

イ) 工程（作業）フロー

2) 品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

i) 工程の管理

イ) 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。

ロ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われる。

ii) 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

iii) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

iv) 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

v) 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

イ) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項

- ロ) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項
 - ハ) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
 - ニ) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
 - ホ) 苦情処理に関する事項
- 3) その他品質保持に必要な項目
- i) 品質管理が計画的に実施されていること。
 - ii) 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
 - iii) 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

1) 無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、住宅用火災警報器を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、5年以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

<免責事項>

- 1 住宅以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う磨耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

a) 製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

維持管理者等による維持管理がしやすく、交換作業が行いやすい製品として次の基準を満たすこと。

a) 管理への配慮

住宅供給者において、設置された住宅用火災警報器の管理が適切に行えるよう、各機器は共通の個体識別システムに基づく個体識別ができること。

b) 保守管理性

- 1) 一般に製造・販売・使用されている清掃用具又は取扱説明書等に明示されている清掃用具を使用して清掃ができること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 住宅部品の生産中止後においても、部品の供給可能な期間を10年以上としていること。なお、機能代替品により10年以上の供給を行う物も含む。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者、管理者等からの相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 相談窓口の対応時間帯が明確にされていること。
- c) 消費者、管理者等からの相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

- a) 維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。
 - 1) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
 - 2) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
 - 3) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

- a) メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) AC電源方式にあっては、スイッチボックスやアウトレットボックスへの設置等隠蔽配線への対応ができること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。

- 1) 施工の範囲及び手順
 - ① 取付け下地の確認
 - ② 機器の取付け
 - ③ 取付け施工後の調整、確認、検査
- 2) 施工上の留意事項等
 - ① 取付け下地の確認方法
 - ② 取り合い部分についての標準納まり図
 - ③ 施工上の留意点
(火災以外に警報が発生しやすい条件含む)
 - ④ 施工上の条件
 - ⑤ 機器間の接続に用いる配線の仕様
- 3) 関連工事の留意事項
 - ① 取付け下地の要件及び施工方法
 - ② その他関連工事の要件
- 4) 当該部品の施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- 5) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について

て、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。

3. 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

- a) 少なくとも製品に関する機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報 1)～10)が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。
なお、11)については当該住宅部品において提供されること。
 - 1) 鑑定又は検定型式番号
 - 2) 電源電圧（AC電源方式にあっては電源周波数、接続方式）
 - 3) 無警報時及び警報時消費電力（電池方式にあっては設計電池寿命年数）
 - 4) 外形寸法・質量
 - 5) 警報音量及び周波数特性
 - 6) 警報音及び音声の種別
 - 7) 外部出力方式
 - 8) 動作確認がされている補助警報装置等
 - 9) 感知方式・感知レベル
 - 10) 交換期限
 - 11) 個体識別表示

3.2 使用に関する情報提供

- a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 製品の使用方法
 - ①火災以外に警報が発生しやすい条件
 - ②清掃方法や清掃時の注意事項
 - 4) 製品に関する問い合わせ先
 - 5) 消費者相談窓口及び対応時間帯
- b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

3.3 維持管理に関する情報提供

- a) 少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。
 - 1) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
 - 2) 生産中止後の部品の供給可能な期間
 - 3) 清掃方法や清掃時の注意事項
 - 4) 使用者相談窓口及び対応時間帯

3.4 施工に関する情報提供

- a) 少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
 - 1) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
 - 2) 品質保証に関する事項
 - ① 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - ② 保険の付保に関する事項
 - i) 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ii) 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができることが明記されていること。

III. 附則

1. この評価基準（住宅用火災警報器 BLE FA：2014）は、2014年4月1日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（住宅用火災警報器 BLE FA：2013）は廃止する。
3. この評価基準の施行の日に、既に改正前の評価基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この評価基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の評価基準を適用しないものとする。
4. この評価基準の施行の日以前に、既に改正前の評価基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の評価基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る評価基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該評価基準を適用する。

優良住宅部品評価基準及び付加評価基準(住宅用火災警報器) 解 説

この解説は、「優良住宅部品評価基準(住宅用火災警報器)」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I. 今回の改正内容

1. 消防法改正に伴う変更

「機能の確保」において、消防法改正に伴い、鑑定に加えて検定に適合しているものも対象とした。また、「基本情報に関する情報提供」において、検定に適合しているものについては検定型式番号を情報提供することとした。

II. 要求事項の根拠

—

III. その他

1. 基準改正の履歴

【2013年4月30日公表・施行】

1. 保証における免責事項の基準内への記載

「適切な品質保証の実施」において、基準とは別に定めていた免責事項を基準内に記載した。

2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更

「施工に関する情報提供」に記載していた要求事項を「適切な施工の担保」の「施工方法・納まり等の明確化」に移行すると共に、項目名を「適切な施工方法・納まり等の確保」に変更した。また、同項に挙げている要求事項を「施工に関する情報提供」において情報提供することとした。

2. 運用方針

- a) 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保において、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等が適切に定められているものとする。
- b) 3.2 使用に関する情報提供における保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当財団のホームページにその旨を掲載することから、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととする。
- c) 3.4 施工に関する情報提供において、施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとする。また、無償修理保証の対象、期間等並びにBL保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととする。

施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してBL保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるBL保険制度の詳細についてホームページに掲載することから、これを活用することができるものとする。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びBL保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ページを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとする。